

職員の再逮捕について

平成24年2月24日

総務部

建設部

上下水道局

1 逮捕事案の概要

- (1) 事 件 収賄容疑
- (2) 発生日時 平成19年12月頃
- (3) 発生場所 盛岡市内
- (4) 被 疑 者 上下水道局上下水道部下水道整備課 主査
- (5) 再逮捕年月日 平成24年2月21日
- (6) 事件の概要 平成19年12月に盛岡市建設部道路建設課在籍当時、盛岡市が随意契約により約七十数万円で発注した「街路用地整備工事」に関し、同工事の設計金額に関する情報を教示するなどし、発注先社員から有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、ビール券約200枚（約十数万円相当）の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を収受したものと認められた。
- (7) 工事の概要 当該工事は、都市計画道路明治橋大沢川原線の街路事業で必要となった大通三丁目の道路用地で、工事に着手するまでの管理のため、ガードレール及び単管パイプ設置工事を施工したものである。工事は、平成19年12月から平成20年1月下旬で実施した。

2 再発防止について

(1) 契約事務の適正な執行

随意契約による工事に関する事務執行の実態確認を早急に進め、発注を行う際の情報管理やチェック体制について調査を行うなどし、再発防止に向けた体制整備を図るとともに、年度内に策定する事務改善計画において徹底を図る。

(2) 倫理の保持の徹底

職務執行に係る収賄事件であることを厳粛に受け止め、利害関係者からの金銭・物品等の贈与禁止、酒食等のもてなしの禁止や無償での役務の提供を受けることの禁止など、倫理保持のための具体的なルールを定めた職員の職務に係る倫理保持に関する規程を年度内に整備し、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底を図る。